

弥富市自殺対策計画 中間評価報告書

目次

第1章	弥富市自殺対策計画中間評価にあたって	1
1	見直しの趣旨	1
2	評価及び見直しの方法	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	SDGsとの関係	3
第2章	弥富市の現状	4
1	弥富市の自殺を取り巻く現状	4
2	中間評価・目標達成状	11
第3章	自殺対策の基本的な考え方	15
1	計画の基本理念	15
2	計画の目標	16
3	施策の体系	17
第4章	基本施策の見直し内容	18
基本施策1	地域におけるネットワークの強化	18
基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	18
基本施策3	市民への啓発と周知	19
基本施策4	生きることの包括的な支援	20
基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	22
第5章	重点施策の見直し内容	23
重点施策1	高齢者への対策	23
重点施策2	生活困窮者への対策	23
重点施策3	勤務・経営への対策	23
第6章	推進体制	24
1	体制	24
2	計画の周知	24
3	評価指標	25
巻末資料		26



弥富市自殺対策計画中間評価にあたって

1 見直しの趣旨

弥富市自殺対策計画は自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的方針を掲げ、各関係機関等の自殺対策の推進について、具体化するための行動計画として策定しました。本計画は、「弥富市総合計画」や「弥富市健康増進計画」等との整合・連携を図った位置づけとし、自殺総合対策大綱とも対応しています。

計画期間は平成31年度から令和10年度までの10年間とし、令和5年度は計画期間の中間年度であることから、これまでの振り返りと評価、今後の取組の確認、評価指標の見直し、他の計画との整合性を図ります。

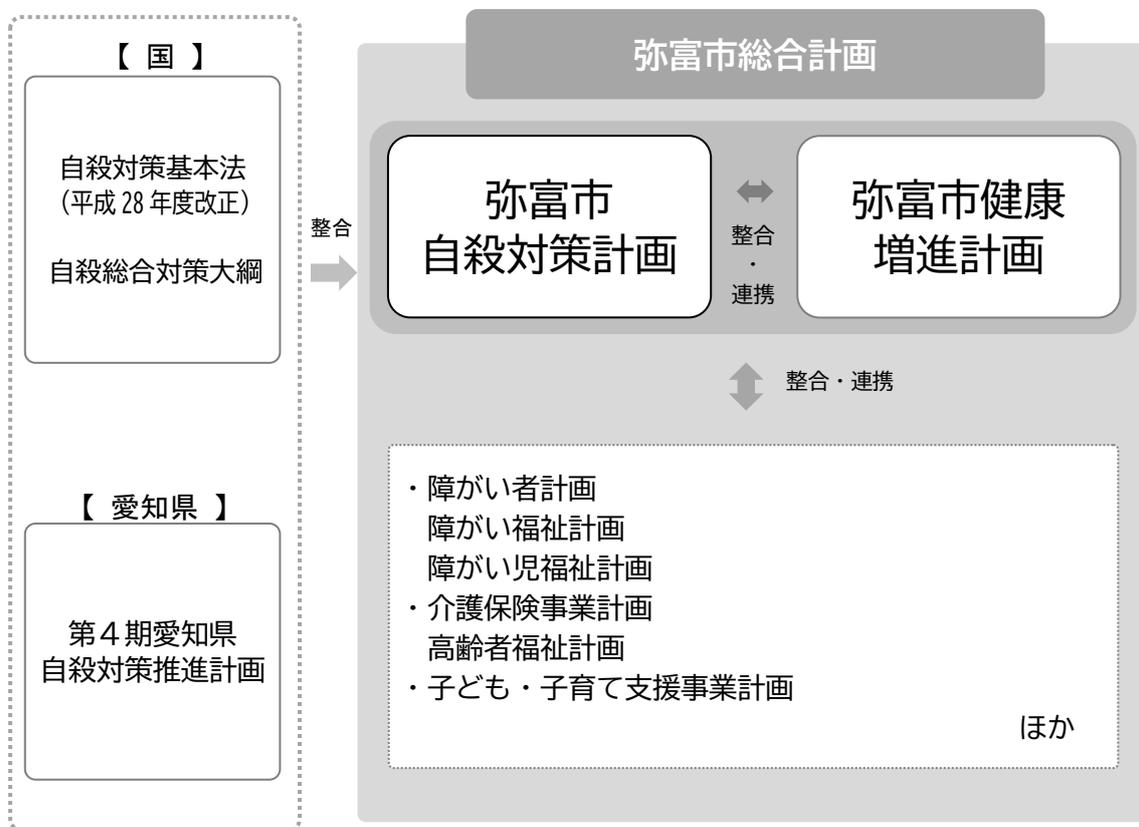
2 評価及び見直しの方法

平成30年度の計画策定時から5年が経過しており、実施事業にも変化があることから以下の4点の考え方をもって、担当課と調整しながら作業を進めました。

- ① 部署名、施設名を現在の名称に修正
- ② 似通った事業を集約し、計画のスリム化
- ③ 自殺対策との関連が低い事業の削除
- ④ 新規事業の追加

※集約、削除については市の事業としては残り、引き続き実施していきます。

3 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から令和10年度の10年間となります。
 国の法律や社会情勢の動向により、必要な場合は計画を見直します。

平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
弥富市自殺対策計画									
				中間見直し					

5 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。

自殺対策の推進もSDGsの理念に合致するものと考え、本計画においても、この趣旨を踏まえて取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



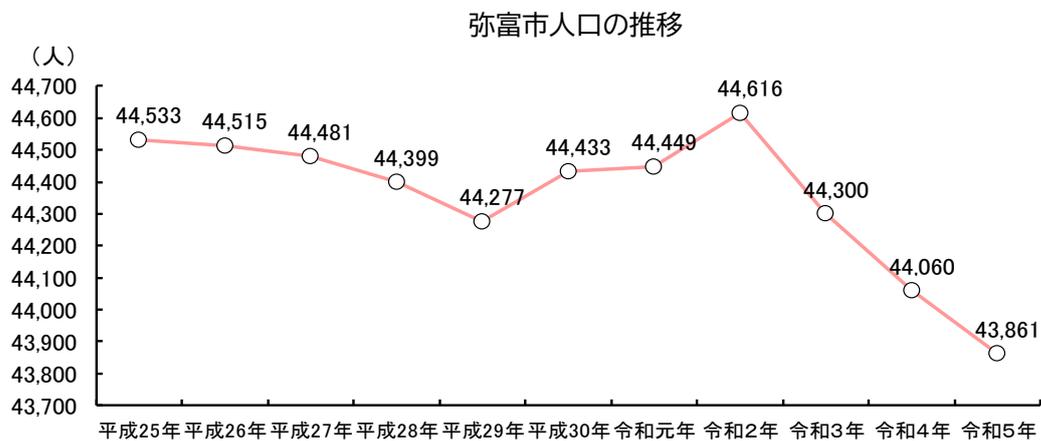


弥富市の現状

1 弥富市の自殺を取り巻く現状

(1) 弥富市人口の推移

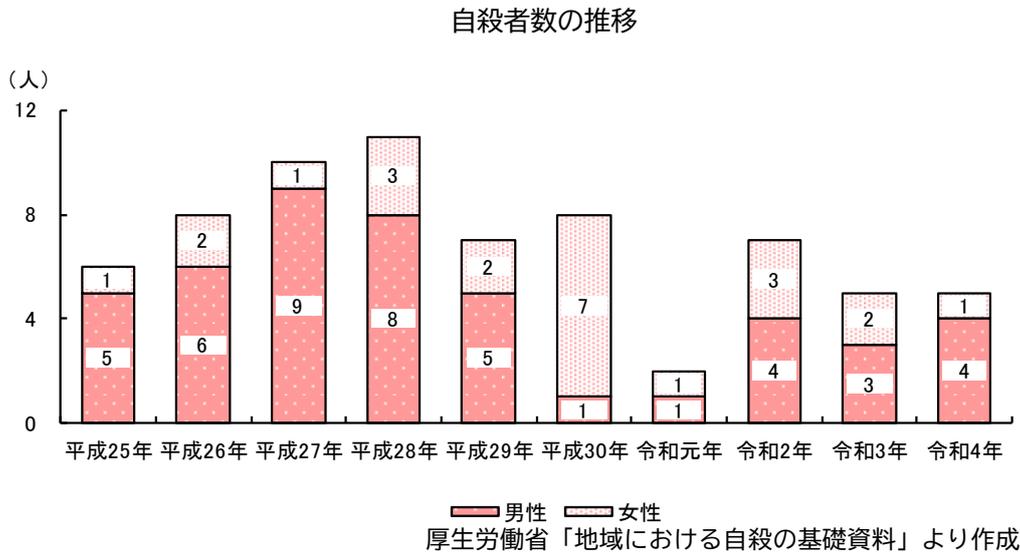
本市の人口は平成25年以降減少傾向にありましたが、平成29年以降増加傾向に転じ、令和2年には44,616人まで増加しています。近年では再び減少傾向にあり、令和5年には43,861人となっています。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

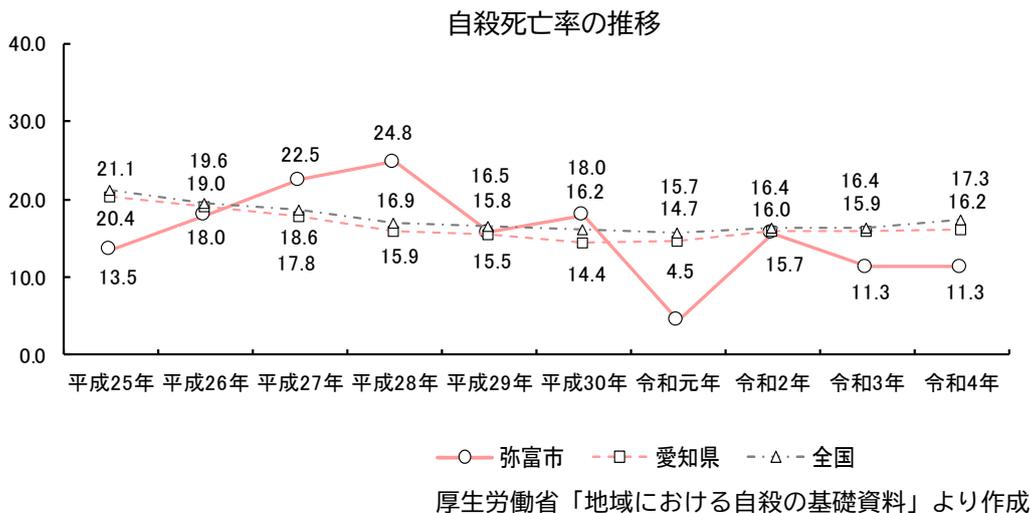
(2) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は平成28年の11人をピークに、年ごとの増減はありますが減少傾向にあり、令和4年は5人となっています。また、ほとんどの年において男性の自殺者数が多くなっています。



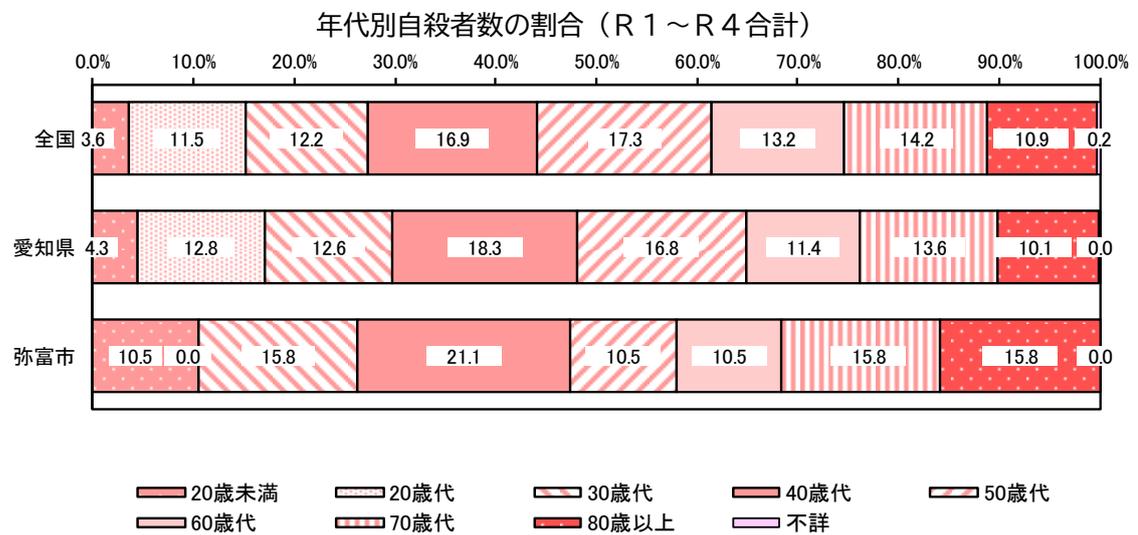
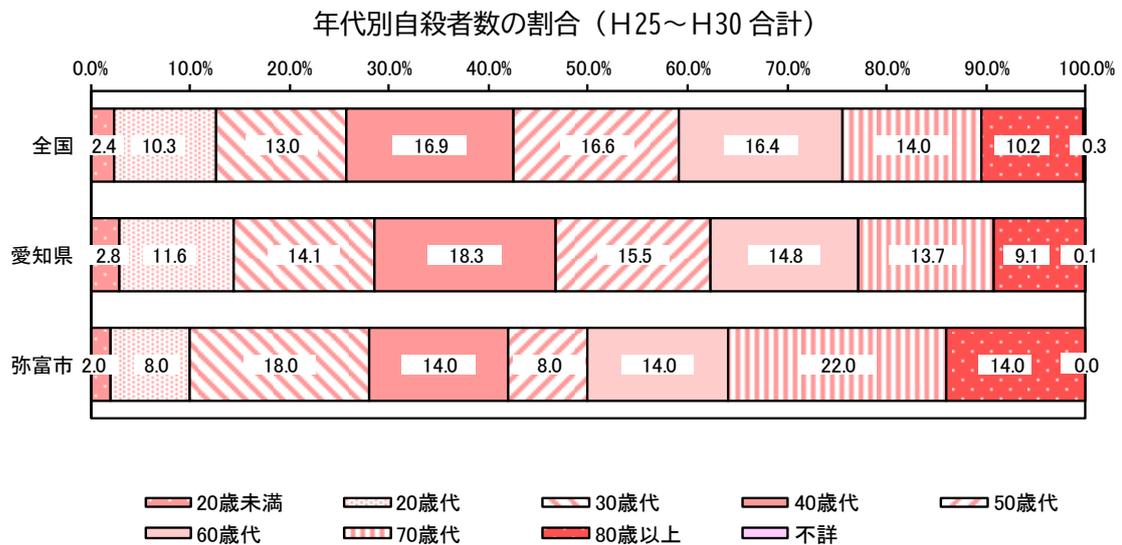
(3) 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移

平成28年までは増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあり、全国及び愛知県を下回っています。



(4) 年代別自殺者数の割合

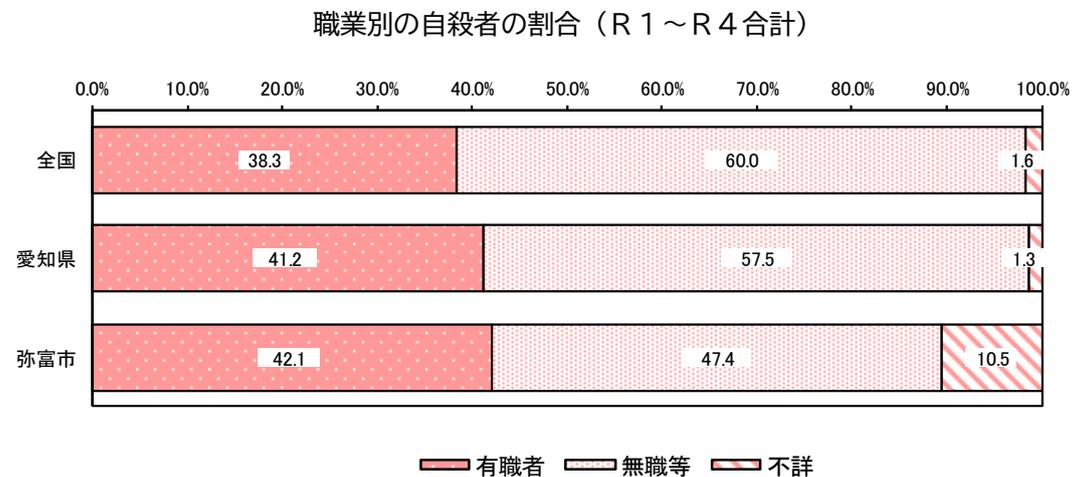
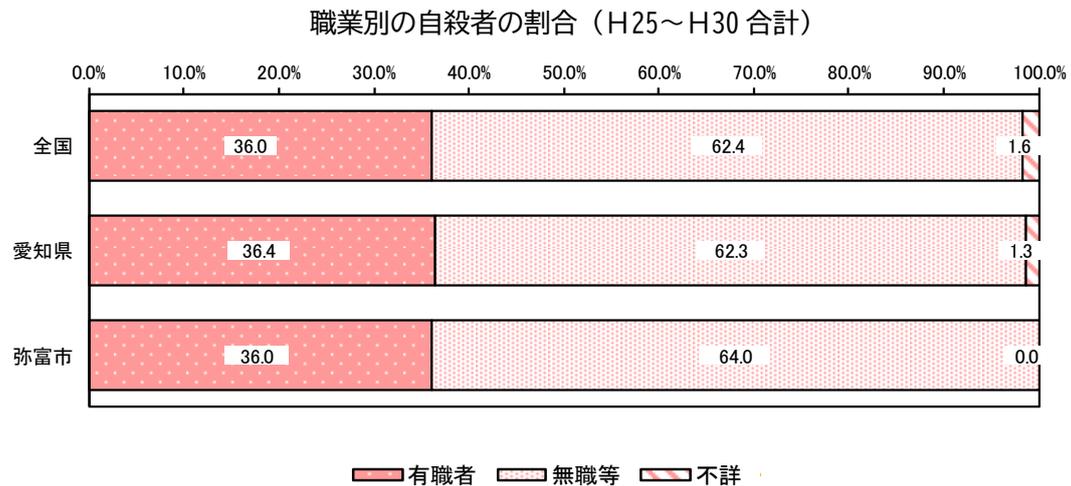
年代別自殺者数の割合は、全国及び愛知県に比較して「30歳代」「70歳代」「80歳以上」が高くなっています。令和元年以降は、上記に加え「20歳未満」と「40歳代」の割合が、全国及び愛知県を上回っています。



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

(5) 職業別の自殺者の割合

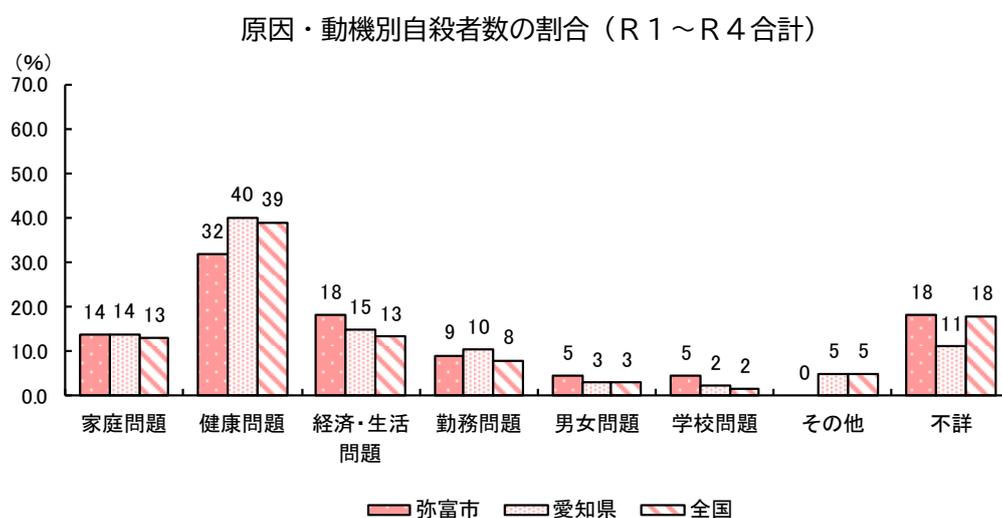
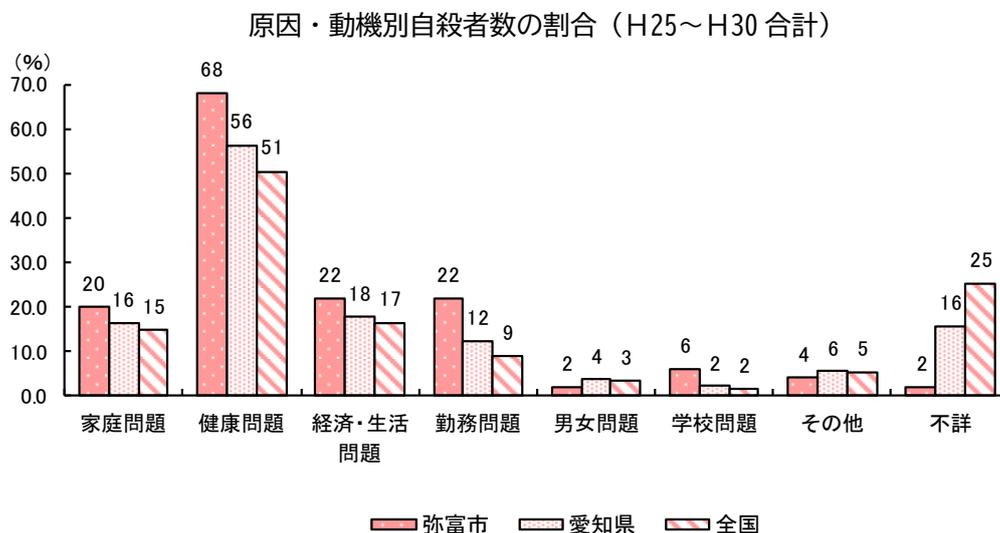
平成30年までの職業別の自殺者数の割合は、全国及び愛知県の割合と大きな差はありません。しかし、令和元年以降は、全国及び愛知県よりも有職者の自殺者の割合が増加しています。



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

(6) 原因・動機別自殺者数の割合

自殺の原因として最も多いのは全国、愛知県、弥富市ともに健康問題です。



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

(7) 弥富市の主な自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センターの分析から、平成29年から令和3年の5年間において自殺者の多い上位5位区分が弥富市の主な自殺の特徴として抽出されました。

弥富市の主な自殺の特徴（H25～H29 合計）

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路 ^{※1}
1位:男性 60歳 以上無職同居	9	21.40%	59.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40～ 59歳有職同居	5	11.90%	20.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳 以上無職同居	5	11.90%	19.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 20～ 39歳無職同居	4	9.50%	128.3	①【30代その他無職】ひきこもり+家族 間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】 就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:男性 20～ 39歳有職独居	4	9.50%	82.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の 人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態 →自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校 中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ 状態→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2018」

弥富市の主な自殺の特徴（H29～R3 合計）

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路 ^{※1}
1位:女性 60歳 以上無職同居	10	34.50%	39.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 40～ 59歳有職独居	3	10.30%	79.6	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕 事の失敗→うつ状態+アルコール依存→ 自殺
3位:男性 60歳 以上無職同居	3	10.30%	19.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲 れ)+身体疾患→自殺
4位:男性 20～ 39歳有職独居	2	6.90%	35.3	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の 人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態 →自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校 中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ 状態→自殺
5位:男性 40～ 59歳有職同居	2	6.90%	8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 更新版」

※1 自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例

(8) 「こころの体温計」本人モード利用者内訳

弥富市では、パソコン・スマートフォン等から簡単な質問に答えることで、自分自身や家族・大切な人のストレスや落ち込み度をチェックすることができる、HP掲載のストレスチェックテスト「こころの体温計」を導入しています。アクセス数は、令和4年度で4,951件でした。「本人モード※1」を利用した人のうち、ストレス・落ち込み度のレベルが「うつ傾向者（レベル3）」と「ケア対象者（レベル4）」の割合は、それぞれ約5%となっています。

「こころの体温計」本人モード利用者内訳（H30年度）

本人モード利用者内訳（人）		レベル3（人）	レベル4（人）	レベル3（%）	レベル4（%）	
男性	10歳代	164	5	8	3	4.9
	20歳代	234	10	9	4.3	3.8
	30歳代	287	9	13	3.1	4.5
	40歳代	360	22	15	6.1	4.2
	50歳代	304	13	16	4.3	5.3
	60歳以上	190	10	6	5.3	3.2
女性	10歳代	214	14	7	6.5	3.3
	20歳代	383	24	23	6.3	6
	30歳代	566	32	25	5.7	4.4
	40歳代	524	22	22	4.2	4.2
	50歳代	335	14	11	4.2	3.3
	60歳以上	191	9	3	4.7	1.6
合計	3,752	184	158	4.9	4.2	

「こころの体温計」本人モード利用者内訳（R4年度）

本人モード利用者内訳（人）		レベル3（人）	レベル4（人）	レベル3（%）	レベル4（%）	
男性	10歳代	307	13	22	4.2	7.2
	20歳代	263	8	14	3	5.3
	30歳代	405	19	20	4.7	4.9
	40歳代	398	22	14	5.5	3.5
	50歳代	296	10	19	3.4	6.4
	60歳以上	178	10	3	5.6	1.7
女性	10歳代	437	25	40	5.7	9.2
	20歳代	371	32	27	8.6	7.3
	30歳代	615	32	29	5.2	4.7
	40歳代	796	41	36	5.2	4.5
	50歳代	590	29	25	4.9	4.2
	60歳以上	295	14	6	4.7	2
合計	4,951	255	255	5.2	5.2	

資料：健康推進課

※1 自分のストレス度・落ち込み度が分かります。

2 中間評価・目標達成状況

本計画では全体目標として自殺死亡率や年間自殺者数に数値設定をしています。
また、評価指標として各事業の取組状況の評価します。

(1) 全体目標の中間評価

全体目標について平成31年から令和4年の平均については自殺死亡率及び年間自殺者数ともに達成できていますが、最終年度に向けて、引き続き自殺対策を行っていく必要があります。

	平成25年から 平成29年の平均 (基準値)	平成31年から 令和4年の平均 (現状値)	令和10年 (目標値)
自殺死亡率(10万人対)	18.9人	10.7人	13.2人以下
年間自殺者数	8.4人	4.75人	5人以下

(2) 評価指標ごとの評価

全体目標に加え、計画策定時に設けた評価指標と令和4年度の実績値(現状値)を下記の判定基準により評価します。

評価区分	判定基準	説明
A	目標達成	令和10年度の目標を達成
B	目標未達成だが改善傾向	令和10年度の目標は未達だが計画策定時(平成30年度)より改善
C	変化なしまたは悪化	計画策定時(平成30年度)と変化なしまたは悪化

① 地域におけるネットワークの強化

評価項目	計画策定時 (H30年度)	現状値 (R4年度)	最終評価目標 (R10年度)	関係課等	評価
自殺対策庁内会議の開催	未実施	実施	年1回	健康推進課	A

<評価>

令和4年度は庁内会議を実施し、弥富市の状況を共有しました。
また庁内会議に加えて、地域の関係団体によるネットワーク会議を立ち上げました。

<今後に向けて>

最終評価目標については、今回の評価をもとに一部変更します。
自殺対策庁内会議の開催については、目標達成のため削除しますが、事業自体は継続します。庁内会議の開催に加えて、地域のネットワークを強化するため、関係団体で構成するネットワーク会議で連携強化及び情報交換に努めます。

② 自殺対策を支える人材の育成

評価項目	計画策定時 (H30年度)	現状値 (R4年度)	最終評価目標 (R10年度)	関係課等	評価
ゲートキーパー養成研修 受講者数	年20人	年36人	年25人	健康推進課	A
自殺予防に関する理解度 【ゲートキーパー養成研修受 講者アンケート】	95.6%	90.3% (3年平均)	97%	健康推進課	C
精神保健福祉ボランティアの数	5人	7人	10人	社会福祉 協議会	B

<評価>

ゲートキーパー養成研修については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となることもありましたが、令和4年度は計画策定時の目標を達成することが出来ました。

理解度については未達成でした。

精神保健福祉ボランティアの数については徐々に増加しています。

<今後に向けて>

ゲートキーパー養成研修については現在、市職員を中心に実施していますが、対象者については検討していく必要があります。また、内容についても理解のしやすいものとなるよう、引き続き改善を図ります。

最終目標については、今回の評価をもとに一部変更します。

ゲートキーパー養成研修受講者数については「年25人」から「延250人」に目標を変更します。

③ 市民への啓発と周知

評価項目	計画策定時 (H30年度)	現状値 (R4年度)	最終評価目標 (R10年度)	関係課等	評価
こころの健康に関する 健康教育の実施	未実施	延5回	延20回	健康推進課	B

<評価>

こころの健康教育について計画策定時は未実施でしたが、直近では保健センターで開催するこころの健康教育を始め、高齢者サロンや福寿会も対象に延5回実施しています。

<今後に向けて>

令和10年度までにあと15回の実施を目標としています。高齢者サロン、福寿会だけではなく他の地域団体にも広げていきます。

④ 生きることの包括的支援

評価項目	計画策定時 (H30年度)	現状値 (R4年度)	最終評価目標 (R10年度)	関係課等	評価
赤ちゃん訪問の実施率	97.9%	87.6%	100%	健康推進課	C
4ヶ月健診でゆったりした気持ちで子どもと接することができる人と回答した人 (4ヶ月健診問診票)	88.8%	89.8%	90%	健康推進課	B
児童虐待に関する講演会の開催	未実施	年1回	年1回	児童課	A
園児とのふれあい会	年1回	年1回	継続	福祉課	A
ふれあいサロンの設置	22カ所	23ヶ所	32ヶ所	介護高齢課	B
メンタルヘルス研修の実施	年1回	年1回	年1回	人事秘書課	A

<評価>

赤ちゃん訪問の実施率が令和4年度時点で87.6%と90%を下回っています。

<今後に向けて>

支援の周知を行いながら、継続して事業を実施していきます。また、個別のサポート体制の充実を図っていきます。

最終評価目標については、今回の評価をもとに一部変更します。

赤ちゃん訪問の実施率については弥富市総合計画に合わせて、「100%」から「98.0%」にします。

児童虐待に関する講演会の開催については目標達成のため削除しますが、事業は継続します。

園児とのふれあい会の開催については目標達成のため削除しますが、事業は継続します。

ふれあいサロンの設置については介護保険事業計画・高齢者福祉計画に掲載されているため削除します。

メンタルヘルス研修の実施については、実施回数「年1回」から研修受講者の理解度「95%（平均）」に目標を変更します。

⑤ SOSの出し方に関する教育

評価項目	計画策定時 (H30年度)	現状値 (R4年度)	最終評価目標 (R10年度)	関係課等	評価
いじめに関する アンケートの実施学校数	年1回	市教委 年1回 学校独自 年2～3回	継続	学校教育課	A

<評価>

市教育委員会だけではなく学校単独でも実施しました。

<今後に向けて>

引き続き継続して実施します。

最終評価目標については、今回の評価をもとに一部変更します。

いじめに関するアンケートの実施学校数については「継続」から「全小中学校」にします。



自殺対策の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、市民一人ひとりがうつ病等の精神疾患を正しく理解し、かけがえない命を守ることの大切さを認識するとともに、経済的・社会的要因に対し、関係機関が連携して取り組むことにより、市民が生きる喜びを共有できる社会の実現を目指し、「誰も自殺に追い込まれることのないまち“弥富”」を理念として掲げていました。

引き続き、この理念を継承し、効果的な自殺対策に積極的に取り組んでいきます。

【 基 本 理 念 】

誰も自殺に追い込まれることのないまち“弥富”

2 計画の目標

国は、令和4年10月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、目標としています。

本市では、計画期間を10年間としているため、令和10年までに自殺死亡率を平成25年から平成29年までの5年間の平均と比べて30%以上減少させることを目標とします。

【 数 値 目 標 】

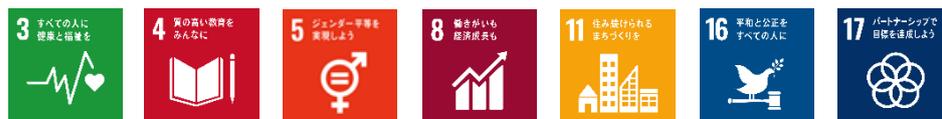
① 自殺死亡率

平成25年から平成29年までの5年間の平均の自殺死亡率18.9を令和10年までに13.2以下へ

② 年間自殺者数

平成25年から平成29年までの5年間の平均の自殺者数8.4人を令和10年までに5人以下へ

3 施策の体系



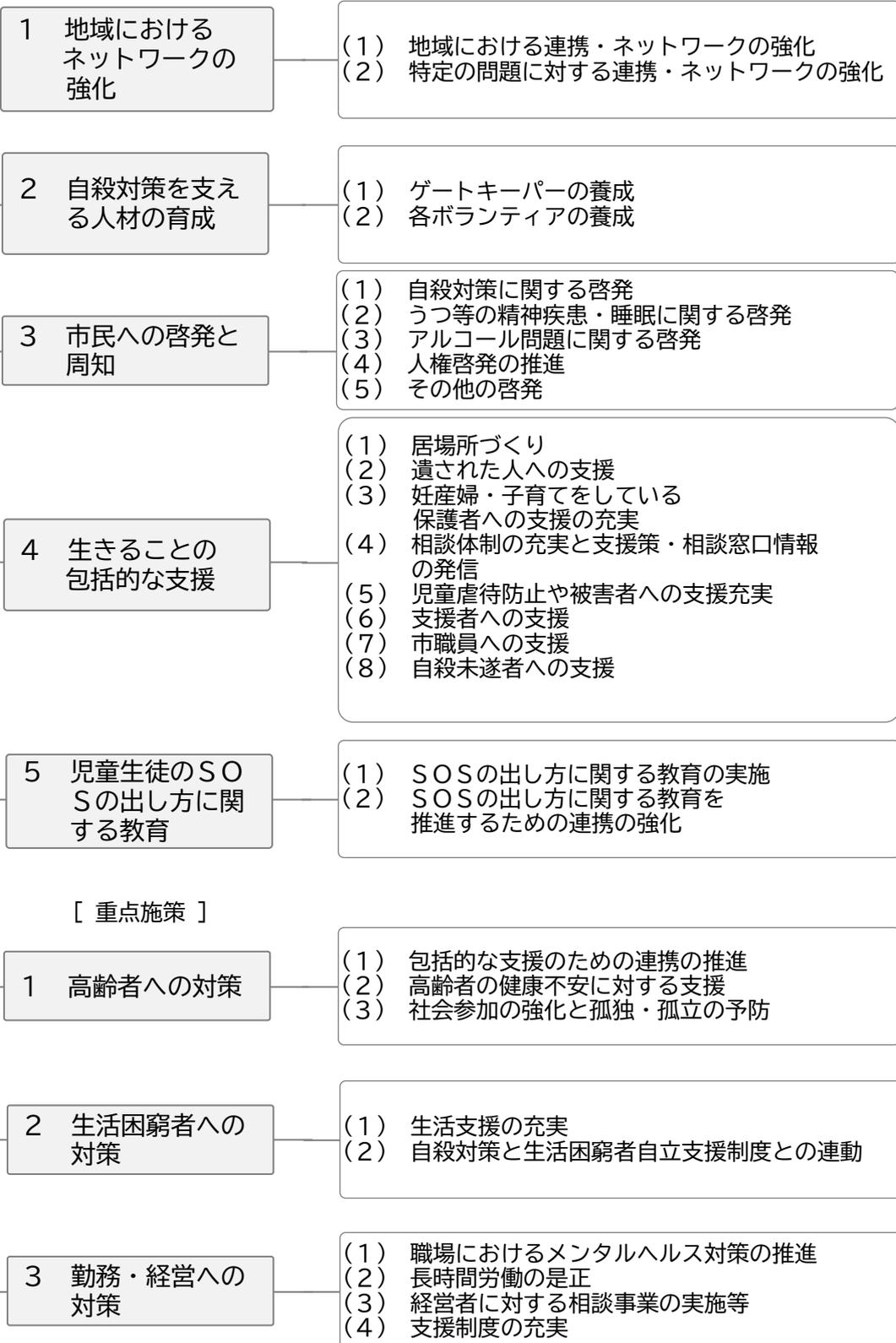
[基本理念]

[基本施策]

[施策]

誰も自殺に追い込まれることのないまち

“ 弥富 ”





基本施策の見直し内容

見直した取組は以下のとおりです。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

■地域における連携・ネットワークの強化

「ネットワーク会議の開催」を新設しました。

取組	内容	関係課等
【新規】 ネットワーク会議の開催	関係団体で自殺対策に係る情報を共有し、連携を強化します。	健康推進課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

■ゲートキーパーの養成

「市民向けゲートキーパー養成研修」、「福寿会の会員に対する研修」、「職員向けゲートキーパー養成研修の開催」、「社会福祉協議会の職員に対する研修」については健康推進課で実施している「ゲートキーパー養成研修」の対象者と同じであるため統合しました。

取組	内容	関係課等
ゲートキーパー養成研修の開催	職員をはじめ様々な人にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、気づきの力の向上を図ります。	健康推進課

基本施策3 市民への啓発と周知

■自殺対策に関する啓発

「区長会を通じた情報発信」、「各種イベントにおける市民への啓発」についてはイベントでの啓発・周知活動として健康推進課にて実施しているため統合しました。

また「相談先情報を掲載したリーフレットの作成」、「様々な施設を利用した啓発の推進」についても統合しました。

取組	内容	関係課等
各種イベント等における市民への啓発	各種イベントにおいて自殺対策に関する知識啓発や活動紹介等を行います。	健康推進課 社会福祉協議会
様々な施設を利用した相談先情報の周知	各施設において相談先情報等を掲載したリーフレットやポスターを設置します。	健康推進課

■人権啓発の推進

「児童虐待防止に向けた啓発」を基本施策4(5)「児童虐待防止や被害者への支援充実」と共に、基本施策3(4)「人権啓発の推進」にも掲載しました。

取組	内容	関係課等
【再掲】 児童虐待防止に向けた啓発	「子ども権利条約」、「児童福祉週間」を周知するため、市広報やホームページに記事を掲載し、普及啓発に努めます。	児童課

■その他の啓発

「児童虐待に関する講演会の開催」及び「虐待に関する知識の普及啓発、虐待通報周知」を基本施策4(5)「児童虐待防止や被害者への支援充実」と共に、基本施策3(5)「その他の啓発」にも掲載しました。「社会を明るくする運動」を新設しました。

取組	内容	関係課等
【再掲】 児童虐待に関する講演会の開催	児童虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高めるための講演会を開催します。	児童課
【再掲】 虐待に関する知識の普及啓発、虐待通報周知	虐待に関する啓発や通報先の周知を市広報やホームページに掲載します。	児童課 福祉課 介護高齢課
【新規】 社会を明るくする運動	保護司が市内の商業施設において、再犯防止や更生保護についての理解を呼びかけるための啓発活動を実施します。	福祉課

基本施策4 生きることの包括的な支援

■遺された人への支援

「各種支援情報の提供」、「死亡届時の情報提供資料への遺族支援情報の追加」については市民課にて死亡届の提出の際に、こころの健康（メンタルヘルス）相談、高齢者相談、自死遺族相談の相談先を掲載したリーフレットを配布しているため「遺族支援情報の提供」に統合しました。

取組	内容	関係課等
遺族支援情報の提供	死亡届時に配布する資料に遺族支援関連情報を掲載します。	市民課
【再掲】 ゲートキーパー養成研修の開催	職員をはじめ様々な人にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、気づきの力の向上を図ります。	健康推進課

■妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

「一時預かり事業」、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）」、「病児・病後児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「児童館管理運営事業」について「子育てをしている保護者への支援の充実」として統合しました。

取組	内容	関係課等
子育てをしている保護者への支援の充実	子どもの一時預かりや保護者の情報交換の場を提供します。	児童課

■相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の発信

「障がい者に関する相談・支援（身体・知的・精神障がい（児）者相談事業）」、「障がい者に対する相談・支援」については内容が重複していたため統合しました。

「生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）」、「若年者就職相談」については対象年齢を絞らず実施しているため統合し、重点施策2（1）「生活支援の充実」へ移動しました。

「庁内相談窓口の充実・相談場所の周知」については、関係課に福祉課、児童課、健康推進課を追加しました。

令和5年度より「なんでも相談窓口」、「やとみっ子お悩み相談室」を実施しているため新規として追加しました。

取組	内容	関係課等
障がい者に対する相談・支援	障がい者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、またその環境や状況に応じて本人の選択に基づき適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう相談支援を関係機関とともに行います。	福祉課 社会福祉協議会
庁内相談窓口の充実・相談場所の周知	庁内（市役所）等で相談事業を実施するの場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組めます。	健康推進課 児童課 福祉課 介護高齢課 保険年金課
【新規】 なんでも相談窓口	職員による指導・助言を行う相談業務を実施し、他機関の協力を得て問題の解決にあたります。また、相談内容により市役所本庁を含む他機関へ案内します。	十四山支所
【新規】 やとみっ子お悩み相談室	児童生徒など子どもの悩みを受け付け、解決に導くための助言を行います。 市内小中学校、児童館に専用ポストを設置し、手紙でのやり取りのほか、電話やメールでの対応も可。子どもからの要望があれば、相談員と面談も実施します。	児童課

■ 【新設】 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は再度の自殺を図る可能性が高いことから、項目を新設し、再掲として2つの取組を掲載しました。

取組	内容	関係課等
【再掲】 ゲートキーパー養成研修の開催	職員をはじめ様々な人にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、気づきの力の向上を図ります。	健康推進課
【再掲】 フリースペース「なごみの会」の開催	精神障がい者等の居場所づくりを定期的に開催し、孤立予防や孤立感の解消を図ります。	社会福祉協議会

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

■ SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

令和5年度より「スクールカウンセラーとの相談体制・心理教育の充実」を行っており、また学校以外の場所、授業のない日にも相談できる居場所を用意する「やとみ子ども相談室」を開設したため新規として追加しました。

取組	内容	関係課等
【新規】 SCとの相談体制・心理教育の充実	SCの中学校での常駐化、小学校への配置時間数増加により、子どもたち・保護者が相談したいときに相談できる体制を構築。また、各学校における心理教育についても養護教諭等と連携をとりながら実施していきます。	学校教育課
【新規】 やとみ子ども相談室 (カラフル)	学校以外の場所、授業のない日にも相談できる居場所を用意します。	学校教育課



重点施策の見直し内容

見直した取組は以下のとおりです。

重点施策1 高齢者への対策

■高齢者の健康不安に対する支援

「高齢者の健康づくり、介護予防の推進」については介護高齢課が主な窓口として実施しているため「高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援」に統合しました。

取組	内容	関係課等
高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援	各種介護予防事業を通じて、高齢者の生活機能の向上を図ります。それらの活動を通じて高齢者とのつながりを構築しておくことにより、高齢者の異変に早期に気づき、必要な場合には支援へとつなげるための体制強化を図ります。	介護高齢課

重点施策2 生活困窮者への対策

■生活支援の充実

「生活困窮者自立支援事業（自立支援相談事業）」については、基本施策4（4）「相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の発信」から移動しました。

取組	内容	関係課等
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活に困窮している方からの就労、その他自立の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	社会福祉協議会

重点施策3 勤務・経営への対策

当初計画の内容のまま、事業を推進していきます。



推進体制

|| 1 体制

自殺対策を推進するため、弥富市いのち支える自殺対策推進本部、同幹事会を設置して、計画の進行状況を点検し、課題の整理や改善への取組を行います。

また、弥富市自殺対策ネットワーク会議を通じて関係機関や関係団体等と連携強化及び情報共有を図り、社会全体で自殺対策の推進に努めます。

|| 2 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、市広報やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

3 評価指標

これまでの評価をもとに今後の評価指標を定めました。

関連施策	評価項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	関係課等
地域における ネットワークの強化	自殺対策庁内会議の開催	1回	【終結】	健康推進課
	ネットワーク会議の開催	—	【新規】 延5回	健康推進課
自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー養成研修受講者数	延88人	【変更】 延250人	健康推進課
	自殺予防に関する理解度 【ゲートキーパー養成研修受講者 アンケート】	90.3% (3年平均)	【継続】 97% (平均)	健康推進課
	精神保健ボランティアの数	7人	【継続】 10人 (R10年度)	社会福祉協議会
市民への啓発と周知	こころの健康に関する健康教育の実施	延5回	【継続】 延20回	健康推進課
生きることの包括的 支援	赤ちゃん訪問の実施率	87.6% (R4年度)	【変更】 98% (R10年度)	健康推進課
	4ヶ月健診でゆったりした気持ち で子どもと接することができる と回答した人 (4ヶ月健診問診票)	89.8% (R4年度)	【継続】 90% (R10年度)	健康推進課
	児童虐待に関する講演会の開催	1回	【終結】	児童課
	園児とのふれあい会	1回	【終結】	福祉課
	ふれあいサロンの設置	23箇所	【終結】	介護高齢課
	メンタルヘルス研修の理解度 (受講者アンケート)	—	【変更】 95% (平均)	人事秘書課
	こころの体温計のアクセス件数 (本人モード)	—	【新規】 延25,000件	健康推進課
SOSの出し方に関 する教育	いじめに関する アンケートの実施学校数	市教委： 年1回 学校独自： 年2～3回	【変更】 全小中学校	学校教育課

※【終結】は目標達成等により評価指標からは除きますが、事業は継続します。



巻末資料 基本施策、重点施策ごとの取組一覧

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

取組	内容	関係課等
1 地域における連携・ネットワークの強化		
庁内外の連携関係の強化に向けたネットワーク会議や研修への参加	様々な分野における支援策を連動させ、各関係機関同士の連携をさらに強化していくために、各分野の支援策や相談窓口の情報交換を行います。	健康推進課 福祉課
自殺対策推進本部会議等の開催	市長を中心に、市役所内の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、必要に応じ自殺対策推進本部や関係各課で構成する自殺対策推進会議を開催します。	健康推進課
【新規】ネットワーク会議の開催	関係団体で自殺対策に係る情報を共有し、連携を強化します。	健康推進課
2 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化		
人権の尊重の理解促進	人権擁護委員をはじめ、国や県との連携のほか、県人権啓発活動ネットワーク協議会と協力し、幅広い啓発活動を実施します。	福祉課
障がい者の虐待等防止ネットワークによる被害者支援体制の充実	障害者虐待防止センターにおいて、障がい者への虐待等に関する相談・通報に適切に対応します。	福祉課
要保護児童対策地域協議	虐待防止のため要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有・連携を強化し、対応します。 また、要保護児童対策地域協議会において、虐待防止の啓発活動を行います。	児童課 学校教育課 健康推進課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

取組	内容	関係課等
1 ゲートキーパーの養成		
ゲートキーパー養成研修の開催	職員をはじめ様々な人にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、気づきの力の向上を図ります。	健康推進課
ゲートキーパーの活躍	ゲートキーパー養成研修修了者一人ひとりが、ゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるようにします。	健康推進課
2 各ボランティアの養成		
ボランティアの養成 (各種養成講座)	各種ボランティア（電話見守り、買い物支援、傾聴、ふれあい・いきいきサロンリーダー等）養成講座を開催し、自殺予防やボランティア等の人材確保や育成を図ります。	社会福祉協議会
精神保健福祉ボランティアの養成と活動の定着	精神保健福祉ボランティア「きんぎょ草」の養成と活動の定着を図ります。 また、生活支援の担い手・傾聴等のボランティア養成講座を開催し、こころの健康や自殺予防に関する知識の普及啓発を図ります。	社会福祉協議会

基本施策3 市民への啓発と周知

取組	内容	関係課等
1 自殺対策に関する啓発		
自殺対策月間等に合わせた問題の啓発	3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、街頭啓発、市広報やホームページに啓発文を掲載し、リーフレット等を配布します。	健康推進課
各種講演会と連携した問題の啓発	男女共同参画に関する映画祭や講演会、セミナーの中で、自殺の問題を取り上げることにより、市民に対する自殺問題の周知を進めます。	市民協働課
市民講座を通じた問題の普及啓発	団体や企業向け講座のテーマを「こころの健康」で実施する。また、自殺対策をテーマとした講演会等の開催を支援し、自殺問題に対する市民の理解の促進と啓発を図ります。	健康推進課
インターネットを通じた情報発信	自殺対策に関する正しい情報や知識を市民の間で普及させるため、市ホームページ等を活用し、問題の啓発と情報の発信に努めます。	健康推進課
各種イベント等における市民への啓発	各種イベントにおいて自殺対策に関する知識啓発や活動紹介等を行います。	健康推進課 社会福祉協議会
様々な施設を利用した相談先情報の周知	各施設において相談先情報等を掲載したリーフレットやポスターを設置します。	健康推進課
2 うつ等の精神疾患・睡眠に関する啓発		
自殺やうつ病、睡眠障害等に関する知識の普及啓発	うつ病や睡眠障害等への対応に関する内容を記載した自殺防止のリーフレットや市広報等により、正しい知識の普及啓発を行います。	健康推進課
3 アルコール問題に関する啓発		
アルコールに関する正しい知識の普及啓発	市広報に適正飲酒について掲載するとともに、アルコール問題について啓発を行います。	健康推進課
	健康相談等で、多量飲酒者及び家族・知人等への指導、助言を行います。	
	特定健康診査結果説明会で、多量飲酒者への指導、助言を行います。	保険年金課

取組	内容	関係課等
4 人権啓発の推進		
人権週間に伴う街頭啓発活動	人権週間に市内の保育所や商業施設で啓発活動を実施し、広く人権問題への理解促進と普及啓発を行います。	福祉課
人権を理解する作品展示会	市内小学生、中学生に人権に関する標語やポスターを募集し作品を展示することにより、人権に関する理解を深めるとともに市民への啓発を図ります。	
園児とのふれあい会	人権擁護委員が市内の保育所児とふれあい、紙芝居等で人権に関する理解促進と普及促進を行います。	
【再掲】 児童虐待防止に向けた啓発	「子ども権利条約」、「児童福祉週間」を周知するため、市広報やホームページに記事を掲載し、普及啓発に努めます。	児童課
5 その他の啓発		
地域・家庭・職場における健康づくりの推進	がん検診、健康相談、健康教育、家庭訪問の実施、ボランティアグループの活動を通して、家庭や地域における健康づくりを支援します。	健康推進課
ワークライフバランスの推進	市ホームページ等で周知することで、市民全体の意識向上を図り事業所や家庭においてワークライフバランスの取組を推進します。	市民協働課
【再掲】 児童虐待に関する講演会の開催	児童虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高めるための講演会を開催します。	児童課
【再掲】 虐待に関する知識の普及啓発、虐待通報周知	虐待に関する啓発や通報先の周知を市広報やホームページに掲載します。	児童課 福祉課 介護高齢課
【新規】 社会を明るくする運動	保護司が市内の商業施設において、再犯防止や更生保護についての理解を呼びかけるための啓発活動を実施します。	福祉課

基本施策4 生きることの包括的な支援

取組	内容	関係課等
1 居場所づくり		
居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	社会教育施設の利用を促進するとともに、公民館等において、趣味、健康づくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供します。	生涯学習課
	子どもから高齢者までを対象とした、趣味・教養・健康づくり等の各種講座・教室の開催、社会教育施設の貸し出し等を行うことにより、交流の場を提供し、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。	
フリースペース「なごみの会」の開催	精神障がい者等の居場所づくりを定期的に開催し、孤立予防や孤立感の解消を図ります。	社会福祉協議会
2 遺された人への支援		
遺族支援情報の提供	死亡届時に配布する資料に遺族支援関連情報を掲載します。	市民課
【再掲】ゲートキーパー養成研修の開催	職員をはじめ様々な人にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、気づきの力の向上を図ります。	健康推進課
3 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実		
妊産婦への支援の充実	妊娠届出時にうつ既往歴等アンケートを行い、保健師等による全数面接を実施し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を行います。	健康推進課
	妊娠届出時等に把握した特定妊婦（出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に対し、必要時支援検討会を実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。	
	医療機関等からの情報提供により、精神疾患の既往がある、不安が強い、産後うつが疑われる妊産婦を把握し、早期からの支援を行います。	
	新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）、乳幼児健診等において、子育て支援に関する必要な情報の提供に努め、不安の軽減を図ります。	
	妊娠期から子育て期に渡るまでの支援が必要な家庭に対し、地区担当保健師が継続的に関わり、必要時適切な支援につなぎます。	
子育てをしている保護者への支援の充実	乳幼児健診時に発達障がい疑われる児とその保護者に対し、児の発達確認や関わり方の助言・相談を行います。また、療育に関わる関係機関と連携を取り、適切に対応します。	健康推進課
	子どもの一時預かりや保護者の情報交換の場を提供します。	児童課

取組	内容	関係課等
子育て世代包括支援センター事業	母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期～子育て期（特に3歳までの乳幼児期）の子育て支援事業が、切れ目なく一貫性のあるものとして（包括的に）提供されるようマネジメントを行います。	健康推進課
ひとり親家庭の相談支援	ひとり親家庭の保護者を対象に、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供及び指導、職業の能力の向上、求職活動の支援、児童扶養手当等各種手当の支給を行います。	児童課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言を行い育児に対する不安を軽減し、適切な養育支援を行います。	児童課
母子・父子家庭医療費助成	18歳以下の児童を扶養している母子・父子家庭の方、または父母のない児童の保険診療による、入院医療費自己負担額を助成します。	保険年金課
4 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の発信		
アルコール依存症等に関する相談	地域の支援団体等と連携し、アルコール依存症に関する問題を抱える方、またはその家族を支援します。	健康推進課
精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。	福祉課
精神保健福祉相談	精神疾患を有する（または疑いのある）本人や家族等からの相談に応じ、面接や訪問を実施します。また、必要に応じて保健所や医療機関と連携・対応します。	健康推進課 福祉課
障がい者に対する相談・支援	障がい者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、またその環境や状況に応じて本人の選択に基づき適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう相談支援を関係機関とともにを行います。	福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者に対し、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する手伝いや、日常的な金銭管理を手伝うことで、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	社会福祉協議会
介護者への支援、包括支援センターでの相談	地域包括支援センターにおいて、相談窓口を開設し、介護者への身近な相談場所として活用を促進します。	介護高齢課
家庭児童相談員の配置	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉に関する相談を行います。	児童課
ひとり親家庭等相談・ひとり親家庭等就業相談	母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を実施し、ひとり親家庭や寡婦の方が自立できるよう総合的に支援します。	児童課
失業者等に対する相談窓口の充実	失業者等の関連窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。	福祉課

取組	内容	関係課等
納税相談	市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市県民税等）の納付に関する相談を行うほか、関連する相談に対応できるような連携体制を整えます。	税務課 収納課 保険年金課
消費生活相談	海部地域消費生活センターでの相談受付、相談員による巡回相談を行います。インターネットでのトラブル、悪質商法の被害、多重債務の悩み等の相談を受け付けます。また、消費者被害防止のため、啓発物品等を活用し、情報提供を行います。	産業振興課
心配ごと相談、法律相談	民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員による心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉協議会
	民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員による心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催するとともに、相談の周知を図ります。	福祉課
こころの健康状態のセルフチェック （こころの体温計）	自身のこころの健康状態を携帯電話・パソコン等でセルフチェックできる環境を整備します。また、結果画面に市及び県等の相談窓口を表示させることで、相談窓口の周知を行います。	健康推進課
庁内相談窓口の充実・相談場所の周知	庁内（市役所）等で相談事業を実施するの場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。	健康推進課 児童課 福祉課 介護高齢課 保険年金課
【新規】 なんでも相談窓口	職員による指導・助言を行う相談業務を実施し、他機関の協力を得て問題の解決にあたります。また、相談内容により市役所本庁を含む他機関へ案内します。	十四山支所
【新規】 やとみっ子お悩み相談室	児童生徒など子どもの悩みを受け付け、解決に導くための助言を行います。 市内小中学校、児童館に専用ポストを設置し、手紙でのやり取りのほか、電話やメールでの対応も可。子どもからの要望があれば、相談員と面談も実施します。	児童課
5 児童虐待防止や被害者への支援充実		
乳幼児健診未受診者への対応	乳幼児健診未受診者のフォローを通し、児童虐待の発生予防を図ります。	健康推進課
児童虐待に関する講演会の開催	児童虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高めるための講演会を開催します。	児童課
虐待に関する知識の普及啓発、虐待通報周知	虐待に関する啓発や通報先の周知を市広報やホームページに掲載します。	児童課 福祉課 介護高齢課
児童虐待防止に向けた啓発	「子ども権利条約」、「児童福祉週間」を周知するため、市広報やホームページに記事を掲載し、普及啓発に努めます。	児童課

取組	内容	関係課等
6 支援者への支援		
教職員への支援	非常勤講師の配置やスクールカウンセラーの派遣を通じた児童生徒の育成体制の強化や、地域の人材を活用した部活動の推進を通じて、教職員の業務負担の軽減につなげます。また、県教育委員会と連携し教職員を対象に様々な事業を展開することで、教職員の心身面における健康の維持増進を図るとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へつなげる等、教職員の支援体制を強化します。	学校教育課
専門家による高齢者、障がい者、生活困窮者の相談に応じる市職員への支援体制の強化	福祉課や介護高齢課等における支援対象者のうち法律問題を抱えるケースへの対応に際し、地域の法律家から専門的な支援や助言等を受け、支援対象者の抱える課題の早期解決と支援にあたる市職員の負担軽減を図ります。	福祉課 介護高齢課
障がい者とその家族に対する各種支援の提供	障がい者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、情報交換を図るとともに地域で支え合う関係が築けるよう障がい者団体の活動を支援します。また、障がい者の居場所の構築や社会参加ができる環境整備を行います。	福祉課
認知症患者とその支援者（家族含む）に対する支援の提供	認知症の当事者やその支援者（家族含む。）等、認知症に関心のある市民が気軽に集まり交流できる場を設けることで、認知症の当事者及びその支援者の、課題の解決や悩みの解消を図ります。	介護高齢課
7 市職員への支援		
心の相談	臨床心理士による「心の相談日」を定期的に開設し、市職員の心理的な負担の軽減や問題の解決を図ります。	人事秘書課
ストレスチェックの実施	労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、市職員のメンタル不調の未然防止を図ります。	人事秘書課
生活習慣病の予防	生活習慣病に関するセミナーや健診結果に基づく各種指導の実施を通じて、市職員の生活習慣病の発症を抑制し、健康の維持増進を図ります。	人事秘書課
メンタルヘルス研修の実施	ストレス等による心身の変化への気づきや対応について研修を実施することで、市職員の心身面の健康の保持・増進を図ります。	人事秘書課
8 自殺未遂者への支援		
【再掲】 ゲートキーパー養成研修の開催	職員をはじめ様々な人にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、気づきの力の向上を図ります。	健康推進課
【再掲】 フリースペース 「なごみの会」の開催	精神障がい者等の居場所づくりを定期的に開催し、孤立予防や孤立感の解消を図ります。	社会福祉協議会

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

取組	内容	関係課等
1 SOSの出し方に関する教育の実施		
児童生徒の自殺対策に資する教育（SOSの出し方に関する教育）の推進	授業において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けます。	学校教育課
情報教育事業の推進（インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等）	児童生徒を対象に、情報モラル教育を推進します。	学校教育課
児童生徒や若者に対する支援情報の提供	青少年に対し、いじめやネット上のトラブル、薬物依存等、自殺のリスクにつながりかねない各種問題に対する注意喚起のためのパンフレットと、相談先の情報を掲載したリーフレットを合わせて配布することで、相談先情報の周知を図ります。	健康推進課
2 SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化		
関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化	不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を進めるために、スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。また、児童相談所をはじめとする市内外の各種機関とのケース会議等を通じて、連携を強化し支援体制を確立します。	学校教育課
児童生徒や若者の健全育成に向けた各種事業の実施	市内小中学校教職員・PTA・主任児童委員等による街頭指導・啓発活動や、青少年健全育成推進大会を通して、児童生徒や若者の健全育成に努めます。	生涯学習課
児童生徒の相談体制の構築	学校毎に保健室前等への相談ポストの設置や教育相談期間を設定し、児童生徒が担任や養護教諭と気軽に相談できる体制を構築します。また、連続で欠席した児童生徒に対し家庭訪問し、状況確認等を行い、適切に対応します。	学校教育課
いじめに関するアンケートの実施	各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを実施します。	学校教育課
いじめ防止対策委員会	「いじめ不登校対策委員会」を各学校に設置し、アンケート等を基に、協議・研究を行います。	学校教育課
【新規】 SCとの相談体制・心理教育の充実	SCの中学校での常駐化、小学校への配置時間数増加により、子どもたち・保護者が相談したいときに相談できる体制を構築。また、各学校における心理教育についても養護教諭等と連携をとりながら実施していきます。	学校教育課
【新規】 やとみ子ども相談室（カラフル）	学校以外の場所、授業のない日にも相談できる居場所を用意します。	学校教育課

重点施策1 高齢者への対策

取組	内容	関係課等
1 包括的な支援のための連携の推進		
街中お年寄りサロンの設置	市内の事業所や店舗等に協力してもらい、高齢者が気軽に立ち寄れるスペースを提供することで、地域における高齢者の見守り体制の強化を図ります。	介護高齢課
福寿会活動助成事業	生きがい対策として福寿会活動に対し助成・支援を行います。	介護高齢課
居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	学びや交流の場として高齢者教室「大昭大学」・「シニア教室」を開催し、地域社会の活性化や互いに助け合える社会の構築を図ります。	生涯学習課
2 高齢者の健康不安に対する支援		
高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援	各種介護予防事業を通じて、高齢者の生活機能の向上を図ります。それらの活動を通じて高齢者とのつながりを構築しておくことにより、高齢者の異変に早期に気づき、必要な場合には支援へとつなげるための体制強化を図ります。	介護高齢課
高齢者に対する健康不安軽減を目的とした健康講座	高齢者が集まる場（福寿会やサロン等）で健康づくり・こころの健康等の健康講座を実施し、高齢者の健康意識の向上を図ります。	健康推進課
3 社会参加の強化と孤独・孤立の予防		
民生委員・児童委員等による声かけ、見守り	一人暮らし高齢者を対象に、民生委員・児童委員の訪問による日ごろからの声かけや見守り活動を推進します。	社会福祉協議会

重点施策2 生活困窮者への対策

取組	内容	関係課等
1 生活支援の充実		
生活福祉資金貸付・生活自立支援事業	市関係機関、民生児童委員協議会等と連携を推進し、低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し、経済的自立、生活の安定を目的とした生活福祉資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） 【基本施策4から重点施策2へ移動】	生活に困窮している方からの就労、その他自立の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	社会福祉協議会
2 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動		
生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化	生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、情報共有のためのツールの導入等を通じて、生きるうえでの困難感や課題を抱える市民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための体制を整えます。	福祉課

重点施策3 勤務・経営への対策

取組	内容	関係課等
1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進		
職場におけるメンタルサポート	企業が抱えるメンタルヘルスに関わる事案について、社会保険労務士等の専門家を派遣し、メンタルサポートを行います。	商工会
勤務者・経営者への健康不安軽減を目的とした健康講座	職場において要望があれば、健康づくり・こころの健康等の健康講座を実施し、勤務者・経営者の健康意識の向上を図ります。	健康推進課
2 長時間労働の是正		
長時間労働の是正	長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善提案やアドバイスをを行います。	商工会
3 経営者に対する相談事業の実施等		
金融支援事業（小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋）	経営改善のため、必要な資金を県等の融資制度や無担保・無保証で設備・運転資金が借りられる小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋を行います。	商工会
経営相談	事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。	商工会
経営支援事業（各種窓口相談、巡回訪問等）	相談窓口の開設や事業所を直接巡回訪問し、事業・経営改善、事業発展の支援を行います。	商工会
4 支援制度の充実		
小規模企業等振興資金制度	事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑に実行されるよう、県保証協会等に対して推薦書の作成を行います。	商工会
	事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑になるよう、県とともに市内及び近隣の金融機関に預託を行います。また、融資の際に必要な信用保証料の補助を行います。	産業振興課
セーフティネット保証の受付・事業所認定	「セーフティネット保証制度」は、国が指定する全国的に業況の悪化している業種を営む方が、一般の保証とは別枠で借入できる制度です。制度に関する情報提供及び申請に必要な事業所認定を行います。	産業振興課

取組数について

取組数	
見直し前 (H31年度～R5年度)	見直し後 (R6年度～R10年度)
96件	88件(内、新規6件)

※集約により取組数は減少していますが、事業そのものは引き続き実施していきます。

弥富市自殺対策計画中間評価報告書

発行日 令和6年3月
発行者 弥富市 健康福祉部 健康推進課
住 所 〒498-8501 愛知県弥富市前々須町南本田 335 番地
T E L 0567-65-1111 (代表)
F A X 0567-65-4300
